

安来市公告

調達公告

企画コンペ方式により受注者を選定するので、次のとおり公告する。

平成27年5月29日

安来市長 近藤 宏 樹

1 企画コンペに付する事項

件名	「健康やすぎ21」(第3次健康増進計画・第2次食育推進計画)策定業務委託 (以下「本件業務」という。)	
実施(納品)場所	安来市役所健康福祉部いきいき健康課	
完成期日	平成28年3月25日	
業務概要	健康実態調査 1式 現行の計画の評価・分析・課題整理 1式 計画の策定に関する提案 1式 会議等運営支援 1式 パブリックコメントの実施支援 1式 計画の策定に関する提案 1式 詳細は、仕様書にて確認すること。	
担当部署	健康福祉部いきいき健康課 電話 0854-23-3220 F A X 0854-32-9230	
入札保証金	免除する	
契約保証金	免除する	
支払条件	前金払	無
	部分払	無
概算事業費	5,309千円(消費税及び地方消費税を除く) 予定価格については、この範囲内で別途算定します。	
その他	参加者が1名の場合は、企画コンペを行わない。	

2 参加する者に必要な資格

公告日の時点で平成27・28年度安来市物品の製造の請負等業者有資格者名簿に登載され、かつ、次に掲げる条件をすべて満たしていること。ただし、共同企業体の参加は認めない。

	1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと 2 安来市における市税の滞納がないこと 3 公告の日から参加申請の提出期限までの間に安来市による指名停止を受けていないこと 4 次の各号のいずれにも該当しない者 (1) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定に
--	---

基本要件	<p>基づく破産の申立てがなされている者</p> <p>(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続の申立てがなされている者</p> <p>(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続の申立てがなされている者</p> <p>(4) 役員等(個人、若しくは法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者</p> <p>(5) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者</p> <p>(6) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者</p> <p>(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者</p> <p>(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>5 参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係がないこと</p> <p>(1) 親会社と子会社の関係</p> <p>(2) 親会社を同じくする子会社同士の関係</p> <p>(3) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係</p> <p>(4) 前3号と同視し得る資本関係又は人的関係</p>
営業所所在地	中国5県のいずれかに営業所(本店又は支店等)を有すること
業務実績等	公告の日から過去10年の間に、本件業務と類似の業務経験を有すること

3 参加資格の確認等

参加を希望する者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

提出書類	<p>参加申込書 1部</p> <p>企画提案書 10部</p> <p>見積書及びその内訳書 1部</p> <p>消費税及び地方消費税納税証明書(写し不可) 1部</p> <p>安来市税納税証明書(写し不可) 1部(安来市の課税がある場合)</p> <p>中国5県のいずれかに営業所を有することを証明する書類 1部 (全部事項証明書や法人開設申告書の写し)</p> <p>過去10年間に同種又は類似の業務実績を証明する書類 1部 (契約書の写し、履行証明書等)</p>
提出先	1. の担当部署まで
提出期限	平成27年6月16日 17時00分まで(必着)
提出方法	持参、郵送又は宅配による FAX及びインターネットを使用した送付は認めない。
提出書類の	安来市ホームページ(http://www.city.yasugi.shimane.jp/)からのダ

入手方法	ウンロード又は担当部署での入手による
確認審査	提出期限ののち速やかに行い、一次審査の結果と共にFAXにより通知する。
参加資格がないと認められた者に対する説明	参加資格がないと認められた者は、市に対して理由の説明を求められることができる。この場合において、参加資格の結果を受け取った日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）以内に参加資格がないとされた理由を書面により説明を求めるものとする。
参加資格の取り消し	確認審査後、次のいずれかに該当する場合、参加資格を取り消す。 (1) 二次審査の時点までに参加に必要な資格を喪失した者 (2) 二次審査の時点までに安来市による指名停止を受けた者 (3) 二次審査の時点までに法令違反等が報道等により明らかであり契約の相手方として不適当であると認められる者

4 仕様書等の閲覧、質問及び回答

仕様書等の閲覧、質問及び回答については次のとおりとする。

閲覧方法	安来市ホームページからのダウンロード又は担当部署での閲覧。
仕様書等の送付	行わない。
閲覧場所での閲覧期間	公告の日から提出書類提出期限の前日まで。ただし閉庁日及び執務時間外は除く。
仕様書等への質問方法	仕様書等に関する質問のある者は、書面にて担当部署へ持参又はFAXにて提出すること。郵送及び宅配は認めない。
提出期限	平成27年6月8日 17時00分まで（必着）
回答	原則として提出期限の翌日にFAXにより回答し、安来市のホームページにも掲載する。

5 二次審査（プレゼンテーション）の日時と会場

二次審査（プレゼンテーション）の日時と会場については次のとおりとする。

日時	平成27年6月19日 14時00分
会場	安来市広瀬保健センター
その他	二次審査の順番及び持ち時間等については一次審査合格者に別途通知する。二次審査においてプロジェクター等を使用する場合、参加者において準備すること。

6 企画提案書及び見積書作成等について

企画提案書及び見積書作成等について

企画提案書の記載方法等	1 評価項目等については、別紙企画コンペ説明書で確認すること。 2 指定の様式により作成すること。 3 各評価項目については、最大A4用紙1枚以内にまとめること。 4 一度提出した企画提案書の書換え、引替え又は撤回は認めない。
見積金額の記載方法等	1 見積回数は1回までとする。 2 消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。 3 仕様書等に特別の定めのある場合を除き、1円未満の金額は記載しないこと。 4 一度提出した見積書の書換え、引替え又は撤回は認めない。 5 見積金額の錯誤は認めない。
	1 見積書の提出に併せて、その内訳書を提出すること（提出された内訳書は返却しない。）。

内訳書	<ul style="list-style-type: none"> 2 内訳書は、参加者の商号又は名称を記載し、押印のうえ提出すること。 3 内訳書の合計金額は、見積書の金額と一致させること（一括値引きは認めない。）。
-----	--

7 無効と失格要件

無効と失格要件は次のとおりとする。

無効要件	<ul style="list-style-type: none"> 1 条件に違反してなされた企画提案 2 明らかに談合その他不正な行為によってされたと認められる企画提案 3 同一人が本件業務について2種類以上の見積書又は企画提案をした場合のそのいずれもの見積書又は企画提案 4 金額の記載のない見積書 5 金額等を訂正した場合において、訂正印のない見積書 6 件名、実施（納品）場所、商号若しくは名称、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は押印のない見積書又は企画提案 7 誤字、脱字等により意思表示が明確でない見積書又は企画提案
失格要件	<ul style="list-style-type: none"> 1 提出書類に不備不足がある者 2 二次審査（プレゼンテーション）において遅参又は欠席した者 3 二次審査（プレゼンテーション）の時点までに島根県又は安来市による指名停止を受けた者 4 本件業務の参加資格確認において虚偽の申請をした者

8 落札者の決定方法

落札者の決定方法は次のとおりとする。

一次審査合格者の決定方法	予定価格の範囲内の価格をもって有効な見積をした者
二次審査（プレゼンテーション）合格者（落札者）の決定方法	<p>一次審査合格者のうち、二次審査（プレゼンテーション）により求めた数値（標準点100点+評価項目による加算点=評価点）を見積金額で除し、1,000,000を乗じて求めて数値（評価値）が一番高い者で有効な企画提案をした者</p> <p>$\text{評価点} / \text{見積金額} \times 1,000,000 = \text{評価値}$</p> <p>ただし、標準点については与えない場合がある（詳細は企画コンペ説明書で確認すること。）。</p> <p>評価値の最も高い者が2者以上いる場合は、クジにより落札者を決定する。</p>

9 その他

その他については次のとおりとする。

落札者の決定後、契約を締結しない場合	<ul style="list-style-type: none"> 1 落札者決定から契約締結までの間に落札者が参加に必要な資格を喪失した場合 2 落札者決定から契約締結までの間に落札者が契約保証金を納付しない場合 3 落札者決定から契約締結までの間に落札者が安来市により指名停止を受けた場合
落札者と契約を締結しない場合の対応	再度公告を実施又は地方自治法施行令第167条の2第1項第9号に基づき落札順位の高い者から順に契約締結交渉を行う。
費用負担	見積書及び企画提案の作成等一切の費用は参加者の負担とする。

著作権等の取り扱い	企画提案の著作権は、参加者に帰属する。ただし、見積結果等の公表において本市が必要と認める用途については、企画提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。企画提案の複製が必要は場合は、参加者の承認を得た上で行う。
結果等の公表	落札者を決定した場合は、見積結果等に関する書類を閲覧に供する。

「健康やすぎ21」（第3次健康増進計画・第2次食育推進計画）策定業務仕様書

1 委託業務名

「健康やすぎ21」（第3次健康増進計画・第2次食育推進計画）策定業務

2 委託期間

契約締結日の翌日から平成28年3月25日

3 業務の目的

本市では、元気でいきいきと安心して暮らせるまちづくりを目指し、「健康やすぎ21」第2次計画を策定し推進するとともに、「安来市食育推進計画」を策定し、食を営む力の向上を目指しその推進に努めてきたが、平成27年度で両計画が終了する。

この業務は、「健康やすぎ21」第2次計画及び「安来市食育推進計画」第1次計画を評価し、生涯を通じた健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸を目指してより一層健やかに暮らせるよう、平成28年度から10年計画として、「健康やすぎ21」（第3次健康増進計画・第2次食育推進計画）を策定することを目的とする。

4 策定の基本的な考え方

国・県の動向を留意し、安来市の特性を踏まえた具体的な内容とする。健康実態調査や安来市全地区（24地区）の健康推進会議の活動評価及びワークショップでの意見を反映した計画を策定する。また、市が策定している諸計画との整合性を図る。

5 業務の内容

- (1) 健康実態調査
- (2) 現行の計画の評価・分析・課題整理
- (3) 計画の策定支援
- (4) 会議等運営支援
- (5) パブリックコメントの実施支援
- (6) 計画書及び概要版の作成

6. 委託内容

委託を行う業務の項目及び内容は、次のとおりとする。

(1) 健康実態調査

健康増進及び食育推進の課題やニーズを把握し、計画に反映するため、「健康やすぎ21」第2次計画で実施した調査をもとに、現在の課題や社会的変化などを踏まえて新たに設計し、市内在住の一般市民4,500名（20歳から69歳無作為抽出）にアンケート調査を

実施する。郵送配布・郵送回収とする。

①設問設計

②調査票印刷

③調査票送付（宛名シール、封筒の作成は安来市が行い、回収にかかる経費は安来市が負担する。）

③回収したアンケートの打ち込み

④自由回答分類分け

⑤単純集計からクロス集計

⑥報告書の作成（データ納品）

（全市、24地区毎とし、前回調査との比較、参考資料、データ等含む）を記録した電子媒体一式とする。

（2）現行の計画の評価、分析、課題整理

アンケート調査結果や各種データをもとに、「健康やすぎ21」第2次計画及び「安来市食育推進計画」の評価や、市の最上位計画である総合計画をはじめ関連計画等との関係などを整理して、現状を分析し、その内容に基づき安来市の課題を抽出する。

（3）計画案の策定支援

国や県の計画を踏まえつつ、安来市独自の計画を策定する。計画期間は、平成28年度～平成37年度の10年計画とする。

（4）会議等運営支援

①策定会議の開催にあたり、資料作成、必要な助言、会議運営支援を行う。当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、討議資料をその後の作業に反映させる。（策定会議3回程度）

②ワークショップの実施計画へのアドバイス、ワークショップへの出席・結果の取りまとめ

（5）パブリックコメントの実施支援

パブリックコメント用資料の作成、意見に対する対応策の助言等を行う。

（6）計画書及び概要版の作成

「健康やすぎ21」（第3次健康増進計画・第2次食育推進計画）の計画書及び概要版を作成する。計画書はWord版を作成した上で、「7. 成果品」に掲げる仕様で印刷・製本する。

7. 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

（1）計画書（A4、100ページ程度、1色刷、400部）

（2）計画書概要版（A4、6ページ、4色刷、400部）

（3）アンケート調査報告書（打ち出し原稿1部）

（4）（1）（2）（3）のデータ一式（CD）も合わせて納品する。

*（1）の編集は、市でも修正可能データで編集する。（Windowsデータ）

8. 業務の処理

(1) 法令等の遵守等

受託者は、本業務を遂行するに当たっては、関係する法令及び本仕様書を遵守するとともに、適正な人員を配置し、委託者の意図及び目的を十分に理解した上で、正確に行わなければならない。

(2) 打合せ

受託者は、事前に委託者と打合せを行い、業務を円滑に遂行するものとする。なお、受託者は、打合せ事項について、後日確認ができるよう、協議内容、決定事項、立会人等を記録した記録簿を備えるものとし、委託者の指示により提出しなければならない。

(3) 業務上の指示

受託者は、委託者と連絡を密にし、委託者の指示に従わなければならない。

(4) 業務上の報告

受託者は、委託者の求めがあった場合は、業務の進捗状況に応じ、報告を行わなければならない。

(5) 疑義

受託者は、本業務の遂行に当たり疑義を生じた場合は、速やかに委託者と協議し、委託者の指示を受けなければならない。

9 その他

(1) 本業務の遂行に当たり知り得た情報は、委託者の許可なく他に漏らしてはならない（契約終了後においても同様とする。）。

(2) 本業務に必要な資料については、安来市役所健康福祉部いきいき健康課の担当職員と調整した上で収集するものとする。なお、受託者は、収集した資料を毀損又は滅失しないよう丁寧に扱い、本業務の履行期限までに返却しなければならない。

(3) 受託者は、本業務の完了後といえども、報告書に瑕疵が発見された場合には、速やかに、委託者の指示に基づき、報告書の訂正を行わなければならない。

企画コンペ説明書

1. 件名 「健康やすぎ21」(第3次健康増進計画・第2次食育推進計画)策定業務委託
2. 企画コンペ方式を採用する理由
市民が生涯を通じて健康でいきいきと暮らせるまちづくりをめざし、これまでの「健康やすぎ21」第2次計画及び第1次食育推進計画を評価、分析し、健康課題解決に向けての行動計画を策定する。そこで、評価、分析を中心に高度な専門技術や経験を必要とするため、業者に企画提案を求める企画コンペ方式を採用する。
現行の「健康やすぎ21」第2次計画及び第1次食育推進計画の評価・分析
基礎調査票の内容提案、調査集計、分析
「健康やすぎ21」(第3次健康増進計画・第2次食育推進計画)策定に関する提案
3. 評価項目及びその配点
 - (1) 業務実績
過去10年間に同種又は類似の業務実績を評価する。
十分な実績があれば5点を与え、実績があれば3点とする。
 - (2) 地域貢献
安来市に対する地域貢献を評価する。
安来市内に本店又は支店等を有している場合は1点を与え、そうでない場合は0点とする。
 - (3) 「健康やすぎ21」(第3次健康増進計画・第2次食育推進計画)策定にあたっての考え方の提案
「健康日本21」、「健康長寿しまね推進計画」に基づき、「健康やすぎ21」第2次計画及び第1次食育推進計画の総括と課題整理にあたっての考え方及び「健康やすぎ21」(第3次健康増進計画・第2次食育推進計画)策定の基本的視点を評価する。特に優れている場合は12点、評価できる場合は6点を与え、評価できない場合は0点とする。
 - (4) 市民と行政の協働して取り組む健康づくりについての提案
市民の主体的な健康づくりへの支援についての考え方について提案する。
特に優れている場合は12点、評価できる場合は6点を与え、評価できない場合は0点とする。
 - (5) 策定会議の運営支援についての提案
策定会議への出席、会議資料の作成支援など策定会議運営を充実させるための考え方について評価する。
特に優れている場合は5点、評価できる場合は3点を与え、評価できない場合は0点とする。
 - (6) 業務体制について
本業務を履行し得る十分な能力及び経験を有する人材を適正に配置しているか、本業務を履行するため市及び関係機関との十分な連携をとることが出来る体制をとっているかについて評価する。
特に優れている場合は5点、評価できる場合は3点を与え、評価できない場合は0点とする。
 - (7) 留意事項
提案において、次の条件を満たしていない場合は標準点(100点)を与えない。
提案が論理的に記述されていない、実質的に提案となっていない場合
複数の提案項目がある場合に、提案の無い項目がある場合

評価項目	配分点	加 算 点		
		優	良	可
(1) 業務実績	5 点	5	3	0
(2) 地域貢献	1 点		1	0
(3) 「健康やすぎ21」策定にあたっての考え方	12 点	12	6	0
(4) 市民と行政の協働して取り組む健康づくりについての提案	12 点	12	6	0
(5) 策定会議の運営支援についての提案	5 点	5	3	0
(6) 業務体制について	5 点	5	3	0
合 計	40 点			

見 積 参 考 資 料

業 務 名 「健康やすぎ21」（第3次健康増進計画計画・第2次食育推進計画）策定業務

施工位置 安来市役所健康福祉部いきいき健康課

記 事

1. 「見積参考資料」「積算用参考図」は、積算数量及び任意仮設の積算内容を示したもので、これらの資料は「設計図書」とはならない。
よって、委託目的物を完成させるための一切の手段については、受注者の責任において定めるものとする。

「健康やすぎ21」（第3次健康増進計画計画・第2次食育推進計画）策定業務 仕様書

納品場所 安来市役所健康福祉部いきいき健康課

